

令和6年度 十津川紀の川直轄管理事業
津風呂ダム保安ゲートワイヤーロープ更新工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総 則	令和6年度十津川紀の川直轄管理事業 津風呂ダム保安ゲートワイヤーロープ更新工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事共通仕様書」（令和5年9月）（以下「共通仕様書（施）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書（令和7年5月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書（施）」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書（施）及び共通事項書（施）に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、十津川紀の川直轄管理事業で管理する津風呂ダムの機能保持を図るため、保安ゲートワイヤーロープの更新を行うものである。	
2. 工事場所	奈良県吉野郡吉野町大字河原屋地内	
3. 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 (1) 保安ゲートカウンターウェイトワイヤーロープ更新 1門分 （グリス塗布含む） (2) 試運転調整 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、別紙「工事数量表」に示すワイヤーロープの製作・据付、既設ワイヤーロープ撤去及びに試運転調整までの一切とする。	
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合せた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式4により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている190日間よりも短い工期を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式4と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年3月25日（工事完了期限日）まで ※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	ワイヤーロープ据付工事は、非出水期である10月16日以降に着手が可能である。ただし、気象条件により作業を中止する場合がある。	

項 目	内 容	摘 要
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には、休日等11日(月平均)を見込んでいる。 (なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。)	
3. 作業時間の制限	(1) 施工日は、休日等を除く開庁日とする。 (2) 施工時間は、8時30分～17時15分までの開庁時間とする。 なお、施工が開庁時間内に終了しない場合は、監督職員と予定終了時間等について協議した上で実施するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 関連工事	受注者は、次に示す隣接工事、又は関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム等施設管理業務 (令和5年4月1日～令和8年3月31日) (2) 十津川紀の川直轄管理事業 統合管理施設等点検業務 (令和6年4月1日～令和9年3月31日) (3) 令和7年度十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム他ゲート設備点検整備業務 (令和7年10月上旬～令和8年3月中旬(予定))	
2. 搬入路	現場への搬入路として利用するダム堤頂道路(吉野町道竜門143号線)の荷重制限は、14ton、幅員は3mである。	
3. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
4. 水位条件	工事期間中は、作業に支障をきたすような貯水位の上昇が見込まれる降雨は、無いものと想定しているが、洪水等の発生が予想される場合は作業を中止し、監督職員と工程を調整するものとする	
第5章 提出図書等		
1. 提出図書	共通仕様書(施)第1章1-1-6に示す提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数(承諾後の返却分を含む)を作成し、監督職員に提出するものとする。 施工計画書 2部 承諾図書 2部 完成図書 1部 なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更があった場合は、その都度変更書類を提出するものとする。	
2. 承諾図書	共通仕様書(施)第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の契約日から製品製作前までに提出するものとする。なお、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
3. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その	

項 目	内 容	摘 要						
第6章 仮 設 1. 工事用電力	損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。 ワイヤーロープ交換作業に伴う開閉装置の巻上・巻下操作実施のためのゲート操作に必要な電力設備及び電力料金は発注者において負担するが、その他作業については受注者にて負担するものとする。							
第7章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、津風呂ダム敷地内であるが、資材等の仮置きが必要な場合は、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。							
2. 工事用地等の使用	発注者が確保している工事用地以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、受注者に報告するものとする。							
第8章 貸与する資料	本工事の施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 1) 平成16年度 第二十津川紀の川農業水利事業 津風呂ダム取水設備改修工事 完成図書 2) 令和6年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム他ゲート設備点検整備業務 業務報告書 3) その他必要な資料 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 津風呂ダム管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。							
第9章 試運転調整	本工事の試運転調整に要する電力費は発注者において負担する。							
第10章 工事用材料 1. 規格及び品質	主要材料は、JIS規格品又は既設品と同等以上の性能を有するものとする。 <table><tr><th>材料名</th><th>規 格</th></tr><tr><td>保安ゲートカウンター ウェートワイヤーロープ</td><td>JIS G3525 φ10 6×37 G種メッキ プレテンション加工</td></tr><tr><td>グリス</td><td>ワイヤーロープ用</td></tr></table>	材料名	規 格	保安ゲートカウンター ウェートワイヤーロープ	JIS G3525 φ10 6×37 G種メッキ プレテンション加工	グリス	ワイヤーロープ用	
材料名	規 格							
保安ゲートカウンター ウェートワイヤーロープ	JIS G3525 φ10 6×37 G種メッキ プレテンション加工							
グリス	ワイヤーロープ用							
2. 見本又は資料の提出	以下に示す主要材料は、使用前に見本、カタログ及び試験成績書等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>規 格</th></tr><tr><td>ワイヤーロープ</td><td>カタログ・試験成績書等</td></tr><tr><td>グリス</td><td>カタログ・見本等</td></tr></table>	材料名	規 格	ワイヤーロープ	カタログ・試験成績書等	グリス	カタログ・見本等	
材料名	規 格							
ワイヤーロープ	カタログ・試験成績書等							
グリス	カタログ・見本等							
第11章 製作・据付 1. 既設ゲート諸元	ワイヤーロープ更新対象であるゲートの設備諸元は以下のとおりである。 保安ゲート設備諸元（既設）							

項 目	内 容		摘 要
	形 式	鋼製ローラゲート（フラップゲート付）	
	数 量	1 門	
	純径間	1.600m（フラップゲート）	
	有効高	1.600m（フラップゲート）	
	設計水位差	3.0m	
	操作水位差	水位差3.0m（本体） 水位差2.5m（フラップゲート）	
	最大取水量	11.0m ³ /s	
	水密方式	後面四方ゴム水密（本体） 前後面四方ゴム水密（フラップゲート）	
	開閉方式	電動ワイヤーロープウインチ式（本体） 水位差自動開閉（フラップゲート）	
	開閉速度	0.6m/min	
	揚 程	26.0m	
	操作方式	機側操作・遠方操作	
2. 製 作	(1) 本工事で使用する材料は、別添図面及び別途貸与する完成図書に基づき、必要な部品に加工を行い、十分な強度及び安全性を保つ構造とする。 (2) ワイヤロープのプレテンション加工は、共通仕様書第4章水門設備によるものとする。ロープ破断荷重の40%の荷重で30分保持し、これを2回繰り返すものとする。		
3. 据付・総合試運転	(1) 据付作業においては、取水塔内に工具等を落下させないように、十分注意して行わなければならない。なお、誤って落下させた場合は速やかに監督職員に報告するとともに、これに伴う設備の破損等が発生した場合は、受注者の責において復旧しなければならぬ。 (2) ワイヤロープ据付時には、他のゲートに影響が出ないように運用休止処置を行う必要があるため、ワイヤロープ油塗布に当たっては事前に監督職員に連絡を行うものとする。 (3) ワイヤロープには、適切なグリスを塗布するものとする。 (4) 作業完了後、監督職員立会いのもと、試運転調整を行うものとする。 (5) 施工に当たっては、既存設備に十分注意し、損傷等を与えた場合は、受注者の責において復旧しなければならない。		
4. 建設資材等の搬出	本工事の施工に伴い発生する現場発生材（既設ワイヤロープ）は、津風呂ダム敷地内の別添図面に示す場所への搬出を予定している。		
5. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の分別解体は想定していない。		
第12章 試験及び検査			
1. 検測又は確認	(1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 (2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に施工段階確認願いを提出する。なお、確認後は確認簿と確認記録を提出する。 (3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。		

項 目	内 容	摘 要											
	<table><tr><th>材料名</th><th colspan="2">内 容</th><th>時 期</th></tr><tr><td rowspan="2">ワイヤーロープ</td><td>単体試験</td><td>品質管理</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>据付外観</td><td>出来形管理</td><td>現場据付後</td></tr></table>	材料名	内 容		時 期	ワイヤーロープ	単体試験	品質管理	現場搬入時	据付外観	出来形管理	現場据付後	
材料名	内 容		時 期										
ワイヤーロープ	単体試験	品質管理	現場搬入時										
	据付外観	出来形管理	現場据付後										
2. 立会の省略	やむを得ず監督職員の立会を省略する場合は、社内検査を実施し、社内検査報告書をもって代えることができる。												
第13章 施工管理等													
1. 主任技術者等の資格	主任技術者は建設業法第7条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。												
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。												
第14章 条件変更の補足説明	本工事の施工にあたり、施工条件と設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 第2章3. 工事概要に変更が生じた場合 (2) 関連工事との調整行為により工期等の変更が生じた場合 (3) 第三者との協議によるもの (4) 工事及び点検整備実施にあたり緊急な補修の必要が生じた場合 (5) その他本仕様書に定めない事項が生じた場合												
第15章 公共事業関係調査協力													
1. 歩掛調査及び諸経費動向調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。												
第16章 その他													
1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書（施）第1章1－1－26及び第1章1－1－28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 工事完成図書の電子媒体（CD-R等） 正副2部 (2) 工事関係書類等の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）												
2. 週休2日による施工	(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。 月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。												

項 目	内 容	摘 要															
	なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 3) 降降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 「週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table border="1"> <tr> <th></th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr> <tr> <td>現場閉所率</td><td>1週間に2日以上</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </table> ②補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日															
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上															
労務費	1.02	1.02															
共通仮設費（率分）	1.05	1.04															
現場管理費（率分）	1.06	1.05															

項 目	内 容	摘 要
第17章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式4)

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名

次の通り工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 の 始 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

令和6年度

十津川紀の川直轄管理事業

津風呂ダム保安ゲートワイヤーロープ更新工事

工 事 数 量 表
【当初】

近畿農政局

南近畿土地改良調査管理事務所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 機械単体品費				
(1)機械単体品費				
ワイヤーロープ	φ10 6×37 G/0 40mプレ テンション加工	本	2	
ワイヤーロープグリップ	F-10 メッキ	個	8	
シンプル	A-10 メッキ	本	4	
シャックル	SB-12 メッキ	本	4	
ターンバックル	呼び12 メッキ	本	2	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（ダム用水門）	製作工場～現場	式	1	
2. ワイヤーロープ等更新				
(1)ワイヤーロープ更新				
ワイヤーロープ撤去・据付・調整工	80m（40m/本×2本）	式	1	
ワイヤーロープ用グリス	16kg入、（YS バイオコー ト）	缶	1	